

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年3月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501092 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500112 号

第1 結論

昭和 46 年 1 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 15 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 1 月から昭和 48 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 41 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が夫婦二人分と一緒に集金人に納付した。請求期間当時、夫婦でずっと同じ所で営んでいた自営業は順調であり、国民年金保険料を納付できないような状況ではなかった。また、店の二階が住まいになっており、留守にするときは私の兄弟に店番を頼んでいたので、集金人にはいつでも国民年金保険料を納付することができた。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入者に係る資格取得日から昭和 41 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、請求者が国民年金保険料を納付し始めた昭和 41 年 5 月以降の保険料は、請求期間を除き全て納付済みである。

また、請求期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、請求期間の前後を通じて請求者及び請求者の夫の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501093 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500113 号

第1 結論

昭和 46 年 1 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 14 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 1 月から昭和 47 年 3 月まで

私の妻は、私たちが結婚した昭和 41 年から、国民年金保険料は、妻が夫婦二人分と一緒に集金人に納付した。請求期間当時、夫婦でずっと同じ所で営んでいた自営業は順調であり、国民年金保険料を納付できないような状況ではなかった。店の二階が住まいとなっており、留守にするときは妻の兄弟に店番を頼んでいたので、集金人にはいつでも保険料を納付することができた。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 37 年 7 月に払い出されたと確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、請求者が国民年金保険料を納付し始めた昭和 37 年 4 月以降の保険料は、請求期間を除き全て納付済みである。

また、請求期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、請求期間の前後を通じて請求者及び請求者の妻の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501596 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500111 号

第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 50 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年＊月から昭和 50 年 4 月まで

私の亡くなった母は、私の国民年金の加入手続を行い、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料も納付してくれていた。私の国民年金保険料を納付していなければ、母は私に、納付していないと言うはずであるが、私はそのようには聞いていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 57 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 57 年 8 月頃に初めて行われたと考えられ、昭和 45 年＊月頃に請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。